

IIソフィア・堺【中文化会館】 ホール・楽屋・リハーサル室 利用料金II

(単位:円 税込) 平成29年4月1日現在

区分 時間		ホール 1,124㎡ 798人(車椅子4席含)				楽屋① 20㎡ 8人		楽屋② 32㎡ 15人		楽屋③ 21㎡ 8人		楽屋④ 26㎡ 12人	
		基本料金	リハーサル 準備料金	市外加算	営利加算	基本料金	市外加算	基本料金	市外加算	基本料金	市外加算	基本料金	市外加算
午前 9:00~12:00	平日	21,700	15,190	+10,850	+10,850	920	460	1,230	615	920	460	1,230	615
	休日	26,840	18,788	+13,420	+13,420								
午後 13:00~17:00	平日	35,790	25,053	+17,895	+17,895	1,440	720	1,850	925	1,440	720	1,850	925
	休日	42,060	29,442	+21,030	+21,030								
夜間 18:00~22:00	平日	38,160	26,712	+19,080	+19,080	1,540	770	1,950	975	1,540	770	1,950	975
	休日	45,870	32,109	+22,935	+22,935								
昼間 (午前午後) 9:00~17:00	平日	57,490	40,243	+28,745	+28,745	2,360	1,180	3,080	1,540	2,360	1,180	3,080	1,540
	休日	68,900	48,230	+34,450	+34,450								
昼夜間 (午後夜間) 13:00~22:00	平日	73,950	51,765	+36,975	+36,975	2,980	1,490	3,800	1,900	2,980	1,490	3,800	1,900
	休日	87,930	61,551	+43,965	+43,965								
全日 9:00~22:00	平日	95,650	66,955	+47,825	+47,825	3,900	1,950	5,030	2,515	3,900	1,950	5,030	2,515
	休日	114,770	80,339	+57,385	+57,385								
区分 時間		ホール 1,124㎡ 798人(車椅子4席含)				楽屋① 20㎡ 8人		楽屋② 32㎡ 15人		楽屋③ 21㎡ 8人		楽屋④ 26㎡ 12人	
		基本料金	リハーサル 準備料金	市外加算	入場料加算	基本料金	市外加算	基本料金	市外加算	基本料金	市外加算	基本料金	市外加算
区分間利用※ 12:00~13:00	平日	6,080				240		320		240		320	
	休日	7,300											
区分間利用※ 17:00~18:00	平日	6,080				240		320		240		320	
	休日	7,300											

区分 時間		リハーサル室 122㎡			
		基本料金	楽屋料金	市外加算	営利加算
午前 9:00~12:00	平日	4,730	2,365	2,365	2,365
	休日				
午後 13:00~17:00	平日	7,400	3,700	3,700	3,700
	休日				
夜間 18:00~22:00	平日	8,330	4,165	4,165	4,165
	休日				
昼間(午前午後) 9:00~17:00	平日	12,130	6,065	6,065	6,065
	休日				
昼夜間 (午後夜間) 13:00~22:00	平日	15,730	7,865	7,865	7,865
	休日				
全日 9:00~22:00	平日	20,460	10,230	10,230	10,230
	休日				
区分 時間		リハーサル室 122㎡			
		基本料金	楽屋料金	市外加算	営利加算
区分間利用※ 12:00~13:00	平日	1,300			
	休日	1,300			
区分間利用※ 17:00~18:00	平日	1,300			
	休日	1,300			

・「休日」料金は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に適用します。

・「市外居住者」(法人は団体の主たる事務所の所在地)が利用する場合は、当該利用区分に係る基本料金の5割を加算します。

・入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分に係る基本料金の5割を加算します。(販売はギャラリーのみ)

・ホール又はギャラリーを準備又は練習のために使用するときは、それぞれの区分に係る基本料金の7割とします。

・リハーサル室を楽屋等として利用する場合は、当該利用区分に係る基本料金の5割とします。

・区分と区分を連続して利用する場合の区分間は利用料金に含まれます。

※区分間利用について(ホール、楽屋、リハーサル室、ギャラリーのみ)

- ・利用許可を得た利用区分に接続する時間帯を、準備若しくは後始末又は練習のために利用できます。(単独での利用不可)
- ・利用許可を得た区分と区分の間の【区分間利用料】は不要です。
- ・割増及び割引は適用しません。
- ・【区分間利用】の時間帯に係る設備利用料・舞台運営委託費は別途料金が必要です。